

## 介護職員が行う喀痰吸引等の医行為について

## 要旨

- ・ 基本的な内容は例年どおり。
- ・ 介護福祉士は、必ず喀痰吸引等を行わなければならない訳ではありませんので、各事業所の責任において、介護福祉士の力量を見極めていただき、利用者の安全を最優先で、実地研修をお願いしたい。

## (制度概要)

- ・ 3 枚目、4 枚目、5 枚目で制度概要を示している。
- ・ 平成 29 年の介護福祉士の国家試験から、喀痰吸引等の医療的ケアに関する課程が加わり誤解されている場合がある。
- ・ 介護職員等が喀痰吸引等を実施するためには 5 枚目のとおり、
  - 従業者が必要な研修を受講し認定証または資格証の交付を受けること
  - 事業所が京都府へ登録を受けること が必要。
- ・ 4 枚目と 9 枚目について、質問を受けることが多い。
  - 介護職員に喀痰吸引等の業務を行わせる場合  
行為を行う者は、介護職員であって、喀痰吸引等の 1 号または 2 号または 3 号研修を修了し都道府県に登録した「認定証」の交付を受けた「認定特定行為業務従事者」であり、事業所は「特定行為事業者」の登録を受ける必要がある。
  - 介護福祉士（医療的ケアに関する課程の修了者）に喀痰吸引等の業務を行わせる場合  
行為を行う者は、「介護福祉士」であり、事業所は「喀痰吸引等事業者」の登録を受ける必要がある。（介護福祉士であっても、医療的ケアの課程を修了していない場合は、上記「認定特定行為業務従事者」として研修を受講し「認定特定行為業務従事者」として登録を受ける）
  - 「特定行為事業者」と「喀痰吸引等事業者」は同時に登録申請できるが、それぞれで登録が必要。

## (研修概要)

- ・ 6 枚目と 7 枚目に研修課程を示しているが、喀痰吸引等の研修は、不特定多数の利用者にできるようになる 1 号研修・ 2 号研修と、特定の利用者のみを対象とする 3 号研修があるが、基本研修の内容は大きく異なる。
- ・ 介護福祉士の養成課程で学ぶ医療的ケアは、1 号・ 2 号研修の基本研修に相当するものなので、実地研修も 1 号・ 2 号研修と同様の方法・回数が必要。介護福祉士が、特定の者に対してだけ喀痰吸引等を行う資格取得を希望する場合は、介護福祉士であっ

ても、別途、3号研修を、8枚目の登録研修機関で、基本研修から受講が必要。

- ・ 実地研修は実際の利用者に研修をさせてもらう。介護福祉士でも、医療的ケアを修了したことを書面で確認できる者については、勤務先が登録喀痰吸引等事業者の場合、勤務先で実地研修を行うことができるが、登録研修機関と同等以上の内容が必要であり、医師・看護師を含めた研修委員会の開催や、指導者研修を受講した看護師による審査、修了証の発行や台帳の永年管理、実地研修終了後の京都府への報告なども必要。
- ・ 3号研修受講者について、特定の人に対する特定の行為の実地研修が修了すれば、登録研修機関に研修修了証を発行依頼し、そのコピーを添付して京都府に認定証の交付を申請いただきたい。
- ・ 3号研修の場合、特定の人（例：AさんからBさんへ）が変われば、口腔内の喀痰吸引等、行う行為が同じでも、新たな（例：Bさんへの）実地研修が必要。
- ・ また、特定の人と同じでも、行う行為が変わった場合は、実地研修が必要。
- ・ 実地研修前には3号の登録研修機関に申込をして、研修終了後は、登録研修機関から修了証の発行を受け、修了証の発行の度に、京都府へ認定証交付を申請いただきたい。3号研修について、各介護職員は、利用者の数だけ認定証を持っていることになる。

#### **（指導看護師）**

- ・ 実地研修には指導看護師の要件を満たすことが必要。
- ・ 不特定の者に喀痰吸引等の行為を行う、1号・2号実地研修に係る指導看護師や、介護福祉士（医療的ケアに関する課程の修了者）に対する実地研修の指導看護師は、指導者養成研修を受講する必要がある、研修の概要は11枚目のおり京都府ホームページに掲載しているので確認いただきたい。また、随時、フォローアップ研修も行っているため、ご参加いただきたい。
- ・ 3号研修の指導看護師は、看護師（准看護師は除く）であれば、テキストとDVDの自己学習で足りる。

# 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

## 趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

## 実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

## 介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

## 登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

## 登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

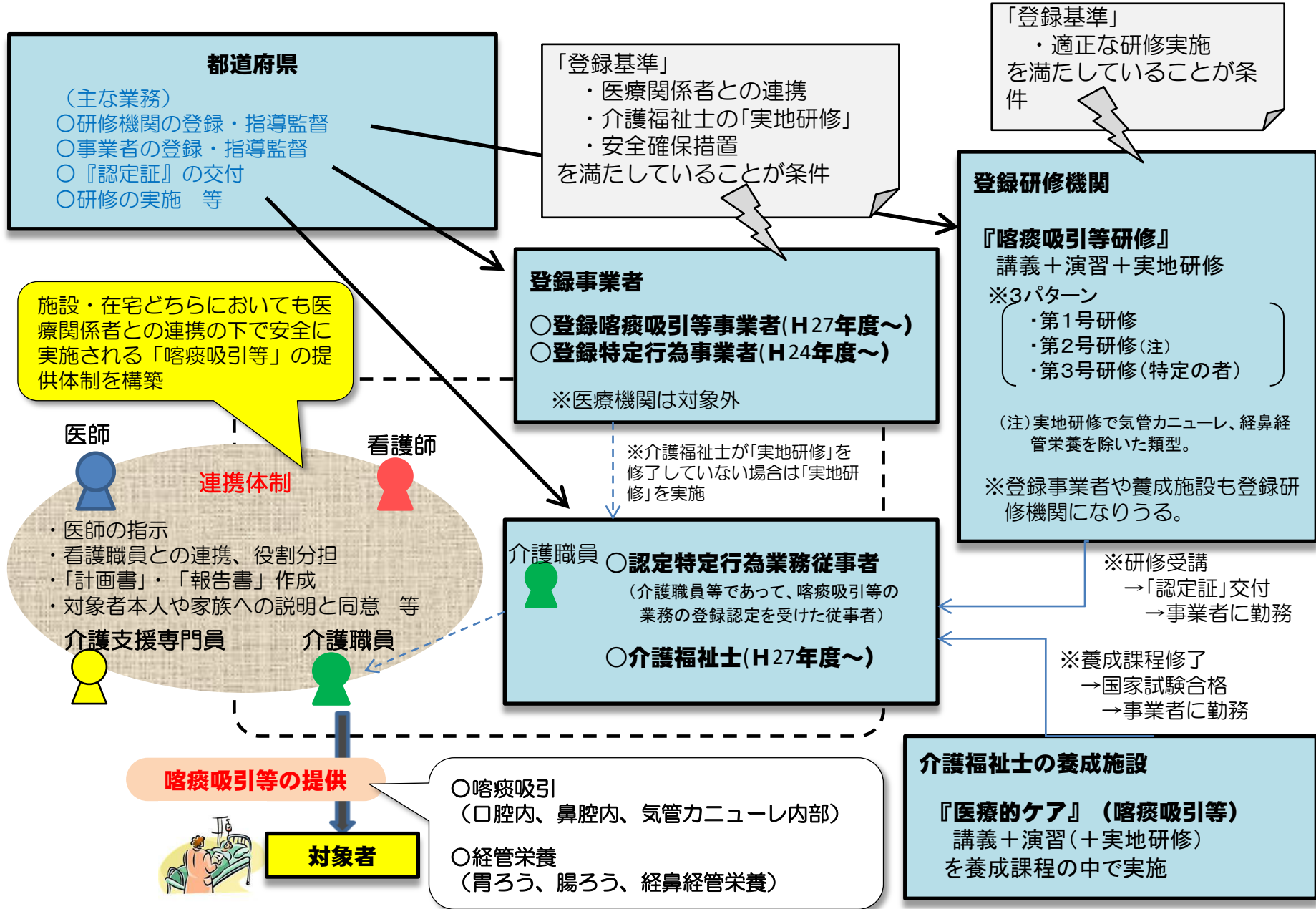
## 実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

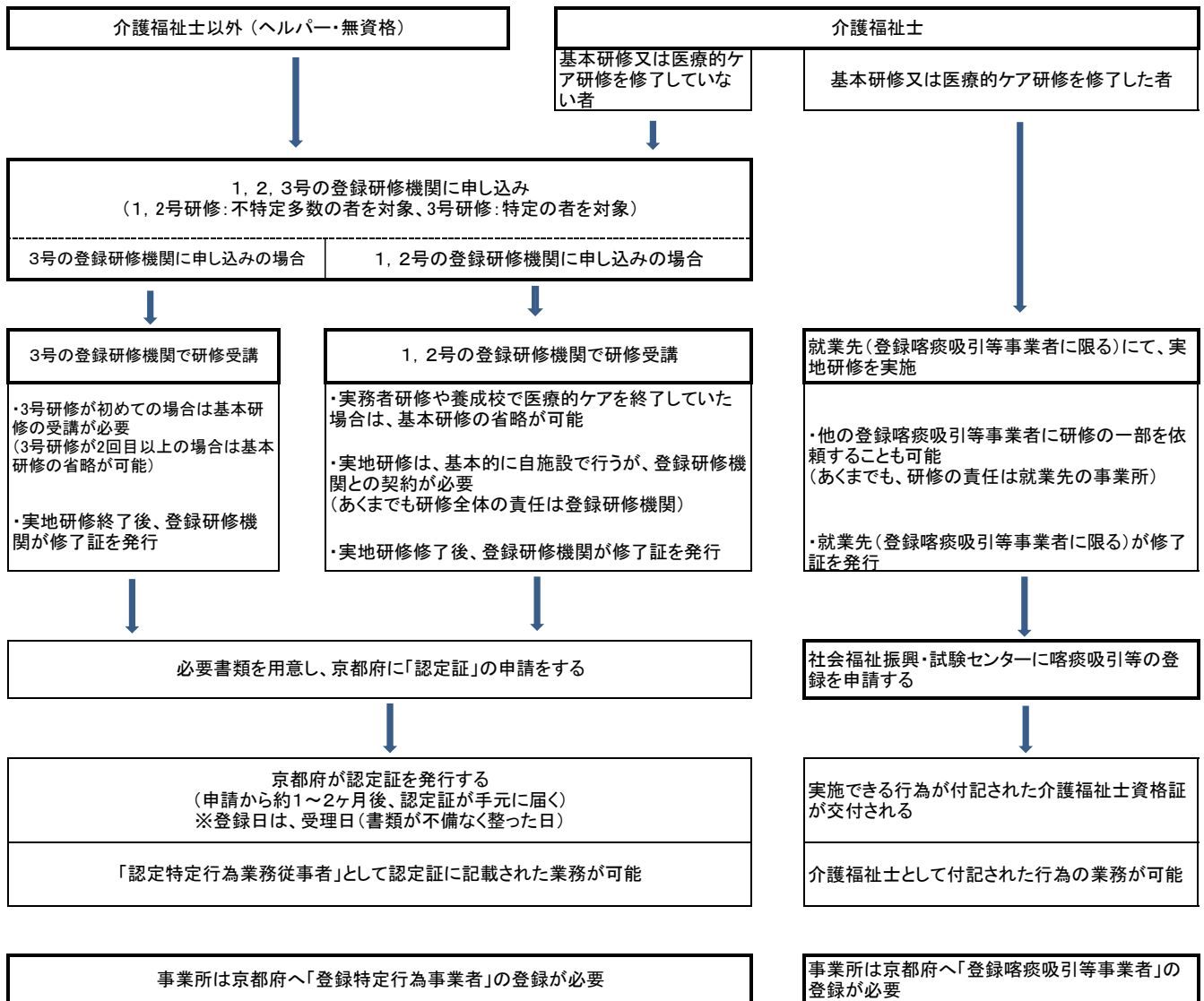
(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

# 喀痰吸引等制度の全体像〔概要〕



従事者が、喀痰吸引等の医行為を行えるようになるまで



※介護福祉士の資格証を所持している方でも3号研修を受ける事は可能ですが、初めての場合は基本研修から受ける必要があります。

## 喀痰吸引等研修～研修課程（1）～

○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

<b>喀痰吸引等研修</b>	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修
	特定者	②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。)
		③実地研修を重視した類型	基本研修 講義及び演習 9H <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small>	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。
介護福祉士の養成課程 基本的に平成28年度試験以降			基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 (登録事業者) 実地研修

注:養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

※実施研修は指導看護師有資格者の指導の基で行うこと。

## 喀痰吸引等研修～研修課程(2)～

		(不特定多数の者対象)				(特定の者対象)		
		第1号研修/第2号研修				第3号研修		
		科目又は行為	時間数又は回数	1号	2号	科目又は行為	時間数又は回数	
1 基本研修	①講義	人間と社会	1.5	50H	○	○	重度障害児・者の地域生活等に関する講義  喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義  緊急時の対応及び危険防止に関する講義	2       6  9H
		保健医療制度とチーム医療	2					
		安全な療養生活	4					
		清潔保持と感染予防	2.5					
		健康状態の把握	3					
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11					
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8					
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10					
	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8						
	②演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上	○	○	喀痰吸引等に関する演習	1	
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上					
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上					
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上					
		経鼻経管栄養	5回以上					
救急蘇生法		1回以上						
2 実地研修	口腔内の喀痰吸引	10回以上	○	※	口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施		
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上	○	※	鼻腔内の喀痰吸引			
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上	○	※	気管カニューレ内部の喀痰吸引			
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上	○	※	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養			
	経鼻経管栄養	20回以上	○	※	経鼻経管栄養			

※選択した行為のみ



登録研修機関 登録簿

令和2年11月

登録番号	登録年月日	名称	住所	電話番号	実施研修課程	
2620001	平成24年7月25日	代表者(法人名)	京都府教育委員会	京都市下京区中堂寺命婦1-10 京都産業大学むすびわざ館3階・4階	075-414-5834	3号
		事業所	同上			
2620002	平成24年8月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人イエス団	京都市向島二ノ丸町151-34	075-604-6159	3号
		事業所	重症心身障がい者通所「シサム」			
2620003	平成24年9月14日	代表者(法人名)	社会福祉法人乙訓福祉会	京都府長岡京市今里西ノロ17-9	075-874-7373	3号
		事業所	社会福祉法人乙訓福祉会・ライフサポート事業所			
2620004	平成25年1月1日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 暖	京都市南区東九条南烏丸町10番地	075-662-2022	3号
		事業所	特定非営利活動法人 暖			
2610001	平成25年1月1日	代表者(法人名)	医療法人社団洛和会	京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町171 洛和木賊山ビル	075-353-5802	1, 2号
		事業所	洛和会喀痰吸引等研修機関			
2620005	平成25年3月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生花井町23番地四条柴ビル	075-823-3341	3号
		事業所	社会福祉法人京都福祉サービス協会人材開発部			
2610002	平成25年7月10日	代表者(法人名)	医療法人医仁会	京都市伏見区石田森南町9番地 老人保健施設白寿内	075-632-8098	1, 2号
		事業所	医療法人医仁会喀痰吸引等研修センター			
2620006	平成25年7月20日	代表者(法人名)	京都市教育委員会	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-352-2285	3号
		事業所	同上			
2620007	平成25年8月10日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077	3号
		事業所	特定非営利活動法人 音希			
2610003	平成25年8月20日	代表者(法人名)	社会福祉法人清和園	京都市南区吉祥院石原橋上1番地4	075-682-8150	1, 2号
		事業所	社会福祉法人清和園 介護福祉研修センター			
2620008	平成25年8月27日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人 スリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町223	075-751-2711	3号
		事業所	特定非営利活動法人 スリーピース ヘルプセンタースリーピース 社会福祉法人花ノ木			
2620009	平成25年10月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人花ノ木	京都府亀岡市大井町小金岐北浦37番地の1	0771-23-0701	3号
		事業所	花ノ木医療福祉センター			
2610005	平成26年4月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人 洛東園	京都市東山区本町15丁目794番地	075-561-1171	1, 2号
		事業所	洛東園研修センター			
2620011	平成27年1月30日	代表者(法人名)	京都府公立大学法人	京都府与謝郡与謝野町字男山481	0772-46-3371	3号
		事業所	京都府立医科大学附属北部医療センター			
2610007	平成27年10月1日	代表者(法人名)	一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会	京都府福知山市宇堀3370 福知山公立大学2号館	0773-45-3628	1, 2号
		事業所	一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会 介護・福祉人材養成センター			
2610008	平成28年8月1日	代表者(法人名)	株式会社プレゼンス・メディカル	京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町222	0120-698-789	1, 2号
		事業所	株式会社プレゼンス・メディカル			
2620012	平成30年6月1日	代表者(法人名)	医療法人財団今井会足立病院	京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481	075-221-7431	3号
		事業所	医療法人財団今井会足立病院 足立病院			
2620013	令和2年7月16日	代表者(法人名)	株式会社アドナース	京都市西京区大原野西塚谷町2丁目14番10号	075-754-6174	3号
		事業所	株式会社アドナース			
2610009	令和2年11月1日	代表者(法人名)	HAPPY&SMILE株式会社	京都市伏見区深草向川原町20-12	0120-572-570	2号
		事業所	HAPPY&SMILE COLLGE			



特定行為事業者と喀痰吸引等事業者、両方の申請又は片方の申請

	特定行為事業者	喀痰吸引等事業者
事業所の予定	「認定証」を持っている者にのみ喀痰吸引等を行わせる	「認定証」を持っている者と、介護福祉士、両方に喀痰吸引等を行わせる 又は予定がある
必要な申請	特定行為事業者の登録申請のみ	特定行為事業者と喀痰吸引等事業者、両方の登録申請が必要
様式1-1(登録申請書)	同じ申請書類を使います	
様式1-2(従事者名簿)	認定証を持っている者の一覧	認定証を持っている者と、医療的ケア又は基本研修を修了している介護福祉士の一覧
様式1-4(適合書類)	適合要件のうち、「2の② 介護福祉士への実地研修方法が規定されていること」は不要	全ての要件が必要
申請時期	認定証申請後(同時申請も可)、実際の行為の開始前	認定証申請後(同時申請も可)、実際の行為の開始前  認定証取得よりも先に、介護福祉士に対しての自施設での実地研修を行いたい場合は、自施設での実地研修開始前
備考	介護福祉士にも喀痰吸引等を行わせることになった場合には、新たに、喀痰吸引等事業者の登録申請が必要	

## 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

### 1. 医療関係者との連携に関する基準

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類(業務方法書)を作成すること。

### 2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ① 喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行う(※)こと。
- ③ 安全確保のための体制を整備すること(安全委員会の設置、研修体制の整備等)。
- ④ 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ⑤ 上記1. ③の計画書の内容を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑥ 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

(※)実地研修の内容は、後述の登録研修機関と同様(口腔内の喀痰吸引・・・10回以上・その他・・・20回以上)。

(注) 病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。



ツイートいいね

## 喀痰吸引等制度について

- [介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について\(PDF: 562KB\)](#)
- [たんの吸引等の業務ができるまで\(PDF: 102KB\)](#)
- [法改正時の周知用パンフレット\(外部リンク\)](#)
- [従事者が医行為を行える様になるまで\(フロー図\)](#)
- [よくある質問\(全体\)](#)

こちらは京都府の喀痰吸引制度についてのホームページです。  
各種申請書類や関係通知及び連絡先など掲載しておりますので、必要に応じてアクセスして頂き、ご確認下さい。

## 工賃向上及び就労支援事業について

## 京都式農福連携事業の推進について

## 要旨

## (一人当たり平均工賃(賃金)月額について)

- ・令和元年度の工賃実績調査結果について、京都府内の就労継続支援A型事業所の一人当たり平均工賃月額は90,636円となり、前年度比0.7%増加し、就労継続支援B型事業所では17,195円となり、前年度比7.2%増加した。
- ・就労継続支援B型事業所の一人当たり平均工賃月額の分布状況については、前年度と比較して、「15,000～20,000円」の区分と「30,000円以上」の区分の事業所数が増加している。近年新規指定される事業所が増えており、それらの事業所は事業開始から期間が短いため工賃が高くはなっていないが、既設の事業所については全体的に平均工賃が底上げされている状況と考えている。

## (令和3年度障害者就労支援事業について)

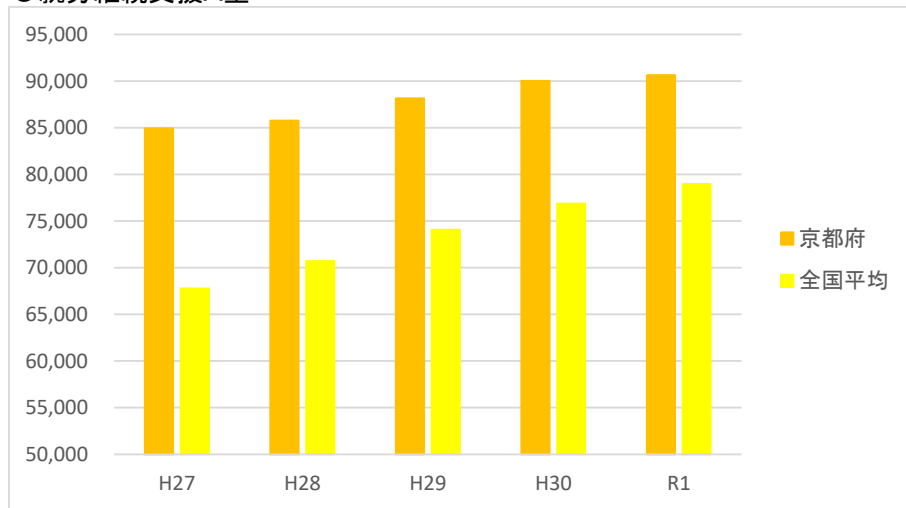
- ・令和3年度障害者就労支援事業については、府として740万円の予算を計上している。特に京のはあと製品推進事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい環境ではあるが、少しでも高い工賃が実現できるよう製品改良や販路拡大等を支援してまいりたい。

## (京都式農福連携事業について)

- ・京都府では、平成29年5月にきょうと農福連携センターを設置し、多種多世代の人々が地域の担い手となる地域共生社会づくりの一環として、農福連携の推進に取り組んでいる。
- ・令和3年度は5,000万円の予算を計上しており、今年度も引き続き農福連携に取り組む事業所に対する補助金制度や、農業の知識習得を目的とした実践講座であるチャレンジ・アグリ認証等を通じて、新たに農福連携を行う事業所を増やすとともに、6次産業化の促進等の工賃向上につながる取組を支援してまいりたいと考えている。

◆一人当たり平均工賃(賃金)月額推移(過去5年間)

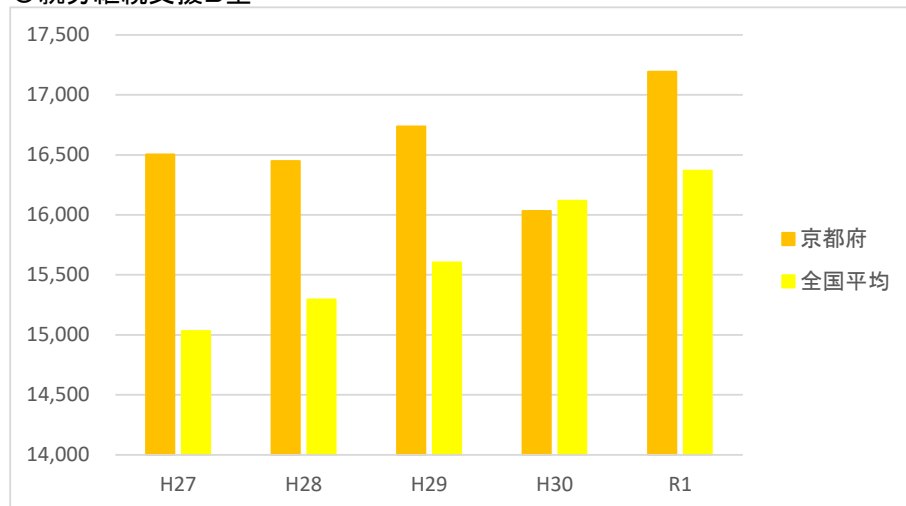
○就労継続支援A型



(単位:円/月)

	H27	H28	H29	H30	R1
京都府	84,922	85,786	88,148	90,025	90,636
全国平均	67,795	70,720	74,085	76,887	78,975

○就労継続支援B型



(単位:円/月)

	H27	H28	H29	H30	R1
京都府	16,504	16,449	16,738	16,034	17,195
全国平均	15,033	15,295	15,603	16,118	16,369

◆就労継続支援B型の平均工賃月額分布状況(過去3年間)

(事業所数)

工賃月額(円/人・月)	H29	H30	R1
~5,000円	26	19	18
5,000~10,000円	47	69	63
10,000~15,000円	68	69	65
15,000~20,000円	36	38	40
20,000~30,000円	25	37	37
30,000円~	25	31	33
計	227	263	256

※H29~R1工賃実績調査結果による

# 令和3年度障害者就労支援事業

## (1) 京都式障害者選べる就労応援事業

### ①障害者就労活動支援システム事業

障害者自らが働く場所や就労支援を選択できるシステム「障害者はたらき支援ネット」を運営する。

### ②障害者の働くつどい事業

企業等で働いている障害者や福祉事業所で働く障害者との交流の場を各圏域で開催し、一般就労への不安を解消させ、一般就労への移行を促進する。

## (2) 障害者IT就労支援事業

障害者の在宅就労の機会を創造するため、必要なIT研修や受注促進のための調整を行う。(委託先:(特非)京都ほっとはあとセンター)

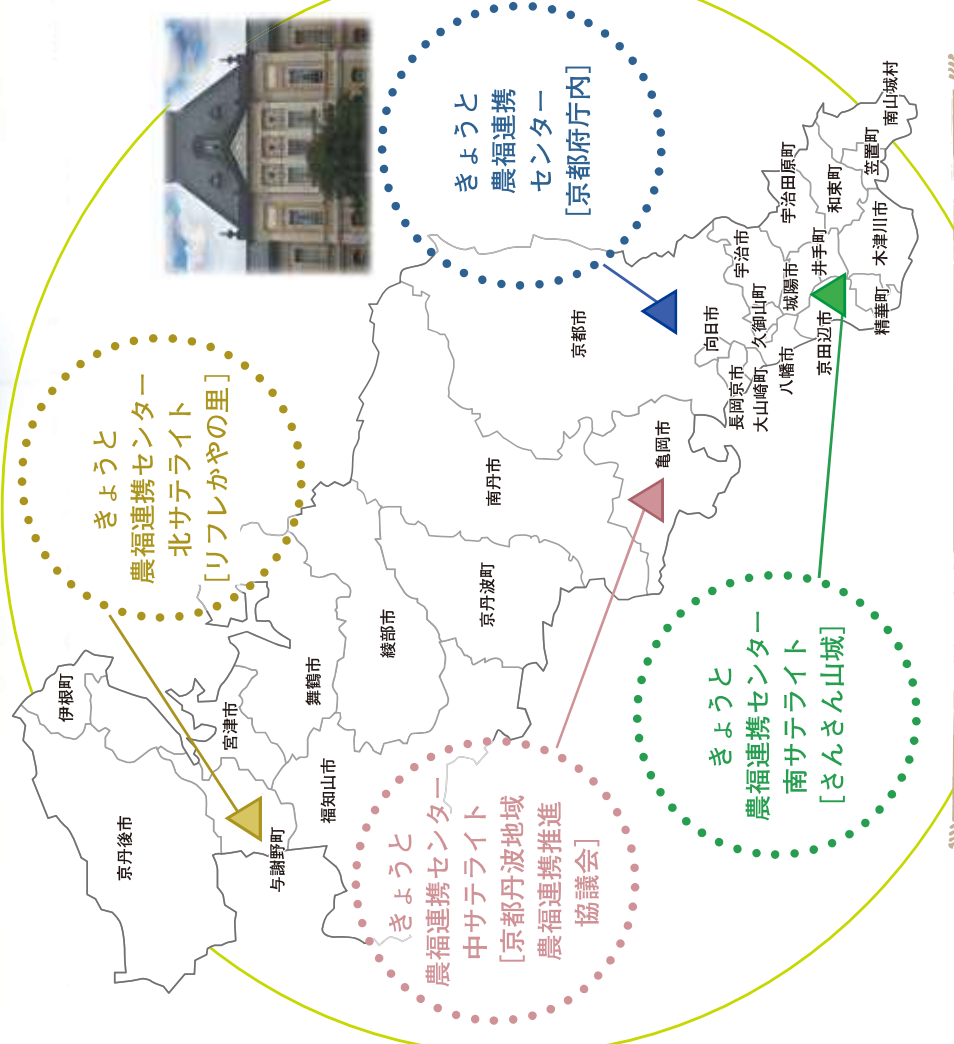
- ・障害者ITサポートセンターの運営(受注促進・調整等)
- ・IT活用に係る個別相談の実施
- ・障害種別(視覚、聴覚、身体障害)毎のパソコン初級者向け講習等
- ・企業等からの受注を想定した実践的な技術を身に着ける講習の実施

## (3) 京のはあと製品推進事業

障害福祉事業所の製品改良や人材育成支援等を通じて工賃向上を図る。(委託先:(特非)京都ほっとはあとセンター)

- ・福祉就労製品魅力アップ事業実行委員会を設置し、福祉就労製品の販路拡大を図るためのアドバイザーの派遣等の支援を実施する。
- ・就労支援事業所に向けた経営改善や販売促進等に関する研修会の実施
- ・販売促進員による共同受注のコーディネート、出展販売の調整
- ・事業所の製品等の情報を登録したホームページの運営

# 京都府では京都市農福連携プロジェクトを軸に、多種多世代の人々が地域の担い手となる地域共生社会づくりを進めています。



## ◆ 農福連携の普及促進

- きょうと農福連携センターとサテライトが中心となって、イオンモールや府内各地域のイベントでのマルシェの開催などを通じて農福連携の普及促進を行っています。
- 商工業や観光業など、様々な産業と連携した事業のコーディネートや、府内の大学と連携した農福連携の普及の取り組みなど、京都市農福連携プロジェクトを進めています。



## ◆ 福祉事業所への活動支援

- 福祉事業所に対し、農業改良普及センターによる農業技術の指導を行うとともに、地域づくり、障害者の就労支援や経営支援の専門家によるアドバイザーの派遣を行っています。



## ◆ 福祉事業所への補助

- 農福連携に新たに取り組み福祉事業所や、障害者の社会参加の促進や6次産業化等に取り組み事業所に対する補助金制度を創設し、ビニールハウスの農業施設や、農産加工設備などの整備を行うとともに、農福連携による製品の開発やマルシェの開催などへの支援を行っています。

京都府では京都市農福連携プロジェクトを推進し、地域の農業に貢献するとともに、障害者の就労を促進し、地域の多種多世代の人々が地域の担い手を育む地域共生社会づくりに取り組んでいます。

平成 29 年 5 月健康福祉部門と農林水産部門が連携して「きょうと農福連携センター」を設立するとともに、北部、中部、南部の各地域にサテライトを設置し、民間企業や大学等とも連携し、地域の特徴に応じた展開を行っています。



## ◆ 障害者への農業講座の開催

- 土づくり・植付から収穫・販売までの基礎を一通り学ぶとともに、障害者の農業への適性の見える化を図る「チャレンジアグリ認証制度」を創設し、障害者への就農を支援しています。
- タキイ種苗株式会社と連携協定を締結し、その御協力により、「チャレンジアグリ認証制度」における障害者への指導を行うとともに、福祉事業所の支援員へのアドバイザーを行っています。





# 令和3年度 障害者関係研修 日程について

## 1. 障害者支援従事者・管理者等研修

※日程は変更になる場合があります。開催要綱を必ずご確認ください。

※開催要綱はWAMNET 京都府センターに順次掲載する予定としています。ダウンロードしてお申し込みください。

研修名	日程	会場
相談支援従事者(初任)研修	3日コース：WEB講義（1～3日目） 8日・演習コース：（4～8日目） 8月23日（月）、24日（火）、9月28日（火） 10月18日（月）、19日（火）	京都テルサ ・ みやこめっせ等
相談支援従事者(現任)研修	1日目：WEB講義 2～4日目：11月16日（火）、12月7日（火）、 1月17日（月）	
強度行動障害支援者（基礎）	講義－WEB講義 演習－Aコース：7月21日（水） Bコース：7月22日（木）	
強度行動障害支援者（実践）	講義－WEB講義 演習－1コース－8月18日（水）、19日（木） 2コース－9月21日（火）、22日（水）	
サービス管理責任者	基礎研修 共通講義－WEB講義 1コース－8月9日（月）、10日（火） 2コース－10月20日（水）、21日（木）	
	更新研修 南1コース－12月2日（木） 南2コース－12月3日（金） 南3コース－12月21日（火） 南4コース－12月22日（水） 南5コース－12月23日（木） 北部コース－12月10日（金）	
	実践研修 1コース－1月18日（火）、19日（水） 2コース－1月20日（木）、21日（金）	
障害福祉従事者専門研修（児童）	12月1日（水）	
同行援護従業者養成研修	北部会場 一般課程－9月1日（水）、2日（木） 8日（水）、9日（木） 応用課程－9月15日（水）、16日（木） 南部会場 一般課程－11月12日（金）、14日（日） 16日（火）、18日（木） 応用課程－11月24日（水）、26日（金） 中部会場 応用課程－1月18日（火）、19日（水）	舞鶴市役所西駅交流 センター ・ 京都ライトハウス等

## 2. 障害者虐待防止・権利擁護研修

研修名	日程	会場
市町村・虐待防止センターコース	令和3年6月29日（火）	ハートピア京都 大会議室
福祉サービス事業者等 管理者・従事者コース	令和3年10月29日（金）	京都テルサ 西館1階 テルサホール

## 災害時情報共有システムについて

### 要旨

#### (基本的事項)

- ・ 災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステム
- ・ 国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることが可能となる。

#### (重要事項)

- ・ システム利用の前提として、事業所の情報が、障害福祉サービス等情報公表システムで公表されていることが必要。平成 30 年度から、全ての障害福祉サービス・障害児通所支援事業所において、事業内容等を公表することが法令で義務づけられている。未処理の事業所においては早急に対応願う。
- ・ 既に登録されている緊急連絡先情報等の更新については、別途案内

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

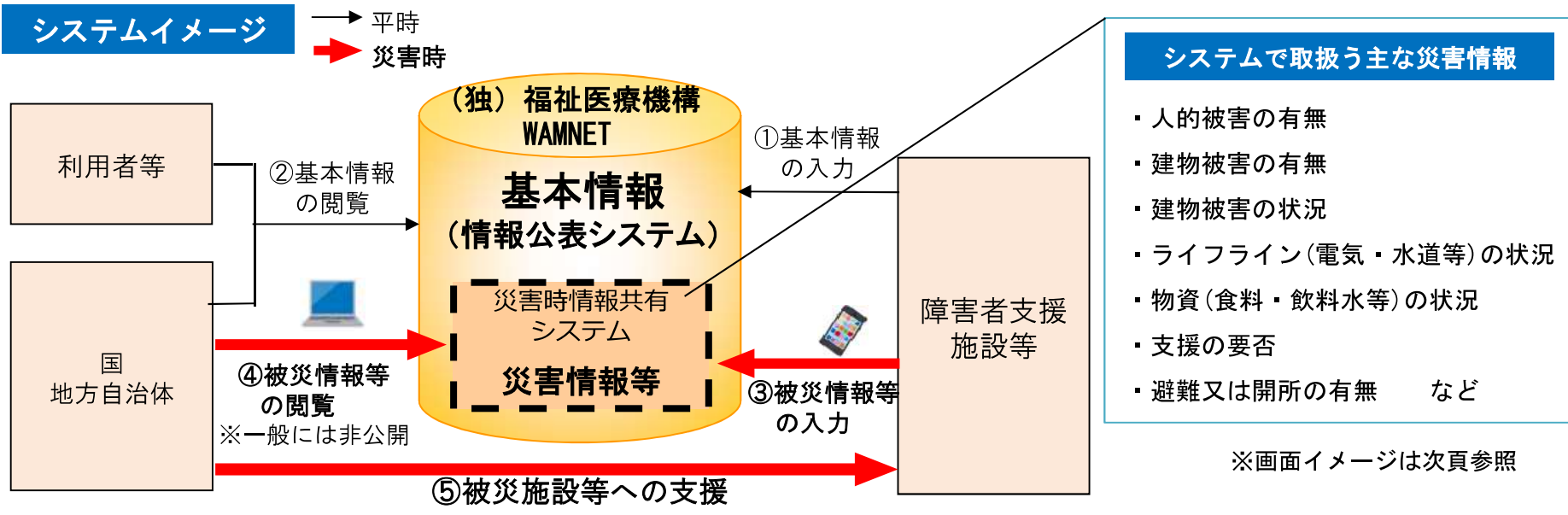
社会・援護局 障害保健福祉部

# 障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

## 事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和3年度より運用を開始する予定としている。

## システムイメージ



## システム化によるメリット

- 被災施設等への支援の迅速化  
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化  
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

## <今後の予定>

- 令和3年1月下旬～2月中：①災害発生時の自治体連絡先メールアドレスの登録  
②施設基本情報の登録（情報公表システムにない又は未登録の情報）  
③災害発生時の施設、事業所担当者メールアドレスの登録
- 3月中旬以降：上記①で登録されたメールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信
- 4月以降：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）

画面イメージ:被災情報集約結果(自治体向け)



画面イメージ:施設・事業所による被災情報等の入力

**被災状況報告**

災害名称: 東京〇〇県  
施設名称: 〇〇施設 ××サービス

報告時の注意事項

最終更新者: 最終更新日時  
連絡先: 2020/12/01 13:00:00

実数: 人    
\*被害なし  被害あり

**人的被害の状況**

被害有無

人的被害なし  
 人的被害あり  
 不明(未確認)

被害状況

重傷者: 人    
軽傷者: 人    
死亡者: 人    
行方不明者: 人

人的被害の状況詳細 ※人的支障の詳細を記述

**必要な人的支援の状況**

必要な支援種別

支援不要  
 遺族生活支援  
 ボランティア  
 その他(※看護等)  
 不明(未確認)

状況詳細 ※必要な人的支障の詳細を記述

※ いずれも現在開発中のものであり、今後変更があり得る。

～はじまります！～

事業所向け

NEW

# 「災害時情報共有システム」概要と利用方法

## 1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

## 2) 災害時の利用の流れ



## 3) システムの特徴

1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県（政令市・中核市）を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（アクセスの際にID、PWは不要です。）

※送信いただいた情報は、都道府県（政令市・中核市）のほか、市町村、国（厚生労働省）でも即座に状況が確認できます。

2. 被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。



# ～障害者支援施設等の皆さまへ～

【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で  
すぐできる！

## 1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

### 災害発生 !!



施設の皆さまに  
メールが届きます！



※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

## 2 被災状況を報告します

### 被害無しの場合

障害者支援施設等災害時情報共有システム

被災状況報告

災害名称：○○災害  
施設名称：障害者支援施設

報告時の注意事項等  
上記の災害名称、施設名称に対する被害を入力して登録ボタンをクリックしてください。  
被害がない場合は、「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。  
※同施設内のサービス毎に報告を行っていただく必要があります。

1 「被害なし」をクリック

2 「登録」ボタンをクリックし完了

### 被害有りの場合

障害者支援施設等災害時情報共有システム

被災状況報告

災害名称：○○災害  
施設名称：障害者支援施設

報告時の注意事項等  
上記の災害名称、施設名称に対する被害を入力して登録ボタンをクリックしてください。  
被害がない場合は、「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。  
※同施設内のサービス毎に報告を行っていただく必要があります。

1 「被害あり」をクリックし、下に続く「人的被害の状況」などの各項目で、状況を入力します。  
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

2 「登録」ボタンをクリックし完了

### ? 困ったときは・・・

①被災状況報告指示メールを紛失してしまった！システムにアクセスできない。

→以下URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>)にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先を入力して、「被災状況登録メール送信」をクリックすると、メールを受信できます。(操作説明書P71～参照(10.情報登録メール送信))

②システムからの連絡用メールアドレスや、災害時緊急連絡先の変更をしたい。

→①のURLからメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」をクリックすると、施設情報更新申請用メールが受信できますので変更申請をします。(操作説明書①と同じページを参照)

